## 様式第2号(第3条関係)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	デジタル行政推進局
委託業務番号	令和4年度 長デジ第2号
委託業務名称	長浜市情報ネットワーク保守業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所ほか
業務の概要	行政情報ネットワーク機器の故障復旧及び機器の予防保全保守、 運用支援業務
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	金25, 515, 600円
契約の相手方	大津市浜大津一丁目1番26号
	西日本電信電話株式会社 滋賀支店 支店長 長田 裕幸
契約相手方の 選 定 理 由	庁舎建設時のネットワーク構築の際に保守業務の体制面も含めた仕様により当該業務を受託し、かつ当時からのネットワーク全体の変遷を熟知する上記業者が、各種市民サービスの停滞が許されないネットワークにおいて迅速かつ的確に保守を行える唯一の業者であるため。
	地方自治法施行令第167条の2第1項(該当する項目に〇印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっ (1) ては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則 第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品 の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをする とき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者が
	(8) ないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。